

大和市障害福祉センター松風園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第7号

大和市障害福祉センター松風園条例の一部を改正する条例

大和市障害福祉センター松風園条例（昭和52年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「社会福祉法人を設立しようとするもの」を「これと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人その他の団体」に改める。

第12条第1項中「社会福祉法人に対して」を「被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、」に改める。

別表福祉型児童発達支援センターの項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同表事業の欄を次のように改める。

事業
児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターが行う事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う事業

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。